

平成 30 年 11 月 26 日

各 位

(住所) 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田 550 番地
株式会社プラコー
代表取締役社長黒澤秀男

譲渡制限付株式制度の導入に伴う自己株式処分に関する取締役会決議公告

当社は、平成 30 年 11 月 26 日開催の取締役会において、当社従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分について、下記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

1. 処分する株式の種類及び数 普通株式 45,386 株
2. 処分価額 処分株式 1 株につき金 782 円
3. 処分価額の総額 金 35,491,852 円
4. 出資の目的とする財産の内容及び価額 金銭以外の財産を出資の目的としており、平成 30 年 11 月 26 日開催の当社取締役会の決議に基づき当社内容及び価額の所定の要件を満たす対象従業員（対象者）に付与される当社に対する金銭債権合計金 35,491,852 円を当該財産の内容及び価額とする。
5. 処分する株式と引換えにする財産の給付期日 平成 30 年 12 月 20 日
6. 処分方法 各対象者から引受けの申込みがされることを条件として、以下の要領により、特定譲渡制限付株式を割り当てる。
当社従業員 20 名
合計 45,386 株

以 上